

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔検討〕</p> <p>3 政府は、速やかに、一般社団法人及び一般財団法人に関し、報告、検査、改善命令その他の行政庁による監督の制度の創設、第百二十九条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等の閲覧等の請求をすることができる者の範囲の拡大その他のその適正な運営を確保するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔削る〕</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔検討〕</p>